

平成 26 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 7 回臨時会	7 月 16 日	開 会
	7 月 16 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 26 年 7 月 16 日（水曜日）

第 7 回南三陸町議会臨時会会議録

平成26年第7回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成26年7月16日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	小山雅彦君
産業振興課長	高橋一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部明広君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里憲一君
危機管理課長	佐藤孝志君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	仲村孝二君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院事務長	佐々木三郎君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	佐藤通君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	芳賀俊幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

議事日程 第1号

平成26年7月16日(水曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 請願 3 の 1 宮城県に対して「女川原子力発電所の安全性に関する検討委員会」
の設置を求める意見書提出に関する請願書
 - 第 6 議案第 8 5 号 東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例制
定について
 - 第 7 議案第 8 6 号 工事請負契約の締結について
 - 第 8 議案第 8 7 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 9 議案第 8 8 号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について
 - 第 1 0 議案第 8 9 号 財産の取得について
 - 第 1 1 議案第 9 0 号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 1 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日暑い日が続いております。体調管理には十分お気をつけいただきたいと思います。本日の臨時会、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、委員会報告書に訂正がございますのでお願いをいたしたいと思います。

委員会報告書の「委員会に付託された陳情」とございますが、これを「請願」と訂正をいただきたいと思います。よろしくお願います。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、13番後藤清喜君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成26年第7回臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成26年第6回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、（仮称）町立南三陸病院・総合ケアセンター建設工事着工式についてご報告申し上げます。

去る14日、志津川字沼田地内の建設予定地において、宮城県副知事、台湾赤十字組織副会長を初めとする関係機関の多くの方々のご出席を賜り、（仮称）町立南三陸病院・総合ケアセンター建設工事着工式をとり行いました。

本工事の着工は震災後の大規模公共施設の本設復旧の第1号となるものであり、「医療・保健・福祉の一体整備」として復興まちづくりの柱の1つに位置づけ、取り組んできたものであります。

病院の規模といたしましては、病床数90床、診療科は震災前と同じく10科を有し、地域中核病院として再建することになります。

また、併設する総合ケアセンターは被災した保健福祉施設を合築して復旧するもので、幼児、妊婦及び高齢者等に対するケア、相談等が包括的に対応できるよう機能の集約化を図っております。

町民の皆様には、いましばらくの間、ご負担をおかけいたしますが、今後も安心して住み続けられるまちづくりの実現のため、復興まちづくりを進めてまいり所存でありますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、行幸啓についてご報告申し上げます。

皆様既にご承知のとおり、天皇皇后両陛下におかれましては、東日本大震災からの復興状況及び地方事情ご視察のため、今月22日から24日まで宮城県に行幸啓されることが決定し、今月1日に宮内庁からそのご日程が公表されました。

当町には22日夕刻にお着きになり、翌23日に「さんさん商店街」及び「役場仮庁舎」にて復興状況等をご聴取、ご視察いただくこととなっております。

両陛下におかれましては、東日本大震災の被災地に大変お心をお寄せいただいております。

直後の4月以来となります。今回の行幸啓は当町にとりまして大変光栄なことであります。

今回の行幸啓に際しましては、宮内庁、宮城県及び宮城県警察本部などのご指導をいただきながら、万全の態勢のもと対応いたしたいと存じますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

午前10時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された委託関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、以上で委託関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願3の1 宮城県に対して「女川原子力発電所の安全性に関する検討委員会」の設置を求める意見書提出に関する請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第5、請願3の1宮城県に対して「女川原子力発電所の安全性に関する検討委員会」の設置を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

本請願については総務常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ただいま、請願、事務局が朗読したとおりでありますので、何とぞご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより請願3の1を採決いたします。本請願に対する委員長報告は採択すべきものです。
本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願3の1は委員長報告のとおり採
択することに決定いたしました。

日程第6 議案第85号 東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関す
る条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第85号東日本大震災による災害被害者に対する物品の
譲与に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号東日本大震災による災害被害者に対
する物品の譲与に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、災害救助法に基づき被災者に供与された応急仮設住宅の入居者等に対し、当該仮設
住宅に町が整備した物品を譲与することができるようにするため、新たに定めるものであり
ます。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定
賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから細部説明をさせていただきます。

ご存じのように、県で整備した応急仮設住宅に備えつけてあります備品については、6月1
日からそれぞれ退去なさるときに入居されている皆様に譲渡をしているところでございます。
実は町で整備した仮設住宅が50戸ほどございます。県のほうはそういう条例が整備されてお
りますが、町で整備した50戸から退去される場合、条例を整備しないと備品を譲渡するこ
とができないということでございますので、今回条例の整備をしたところでございます。

議案関係資料の2ページをお開き願いたいと思います。

規則の骨子を記載をしているところでございます。今回譲渡できる備品といたしまして、エ

エアコン、畳、電気こたつ、ファンヒーター、電気カーペット等を記載をしております。これらにつきましては町でそれぞれ備えつけているものでございます。これまで入居して使用していたものに限り、それぞれ譲渡ができるという部分でございます。

それから、その下段にみなし仮設住宅の部分が載っております。これにつきましては、現在それぞれアパート等に入居されている方、それで災害公営住宅に入居される方を優先的に、町で持っておりますエアコンをそれぞれ譲渡しようという内容でございます。

以下、2、3、4につきましては譲渡の手続を載せているところでございます。県と同様に、入居者の皆様から申請をいただき、それから契約を結んで皆様に譲渡をするという内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 説明をお伺いいたしましてちょっとはつきりしないところがありましたので伺わせていただきたいんですけども、県で整備したもの、仮設住宅の物品は譲渡する条例がもう既にあると。町で整備したものに関しては条例がないので新たに制定するということまでは理解できるんですけども、それが50戸ほどあって、参考資料の中に、2ページの1番、譲渡する物品に仮設住宅という項目とみなし仮設住宅という項目があって、今、みなし仮設住宅から災害公営住宅に転居される方を優先的に持っているエアコンを譲渡するというようなご説明だったので、伺いたいのは、みなし仮設のエアコンというのは恐らく取り外したりできないと思いますので、町で持っているものを新たにお渡しするという事なのかどうかということですね。ちょっと今説明でわかりかねる部分がありましたので、もう少し詳しくお伺いしたいなと思います。

それと、物品の用途の項目で、自宅再建等、仮設住宅を出て自分の新しいお住まいをつくられた場合に、そこで使用するものとしてお渡しするという原則があるんだろうと思います。それ以外の用途というのは許容されるのかどうかということを一応お伺いしておきたいなと思います。

それから5番は、譲渡後に傷があるものに関しては町は責任を負えませんよというようなお話、これは恐らく県の条例に倣っている部分だろうと思いますので、大概そうなんだろうと思うんですけども、譲渡前に瑕疵があった場合にはどういう対応をされることになっているのかということをお伺いしておきたいなと思いますので、3点でしょうか、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 備品の譲渡については、基本的には応急仮設に入居されている方というのが基本でございます。それで、みなしに入居なさっている方については、当時、アパート等でエアコンがないアパートがあった場合については、県のほうでたしか20万円を限度にしてエアコンの設置の補助を行ったということになっています。それで、これはそれぞれ大家さんによるんですが、大家さんによっては、当時県からいただいたものなので、どうぞ退去の際持って行っていただいて構わないという大家さんもいる一方で、それは置いていてもらいたいという大家さんもおります。そういうことなので、エアコンがそういう形で一緒に持ってこれない方がどうしても中にはいるだろうということなものですから、町で設置した分の中で、町の持ち物のエアコンがございまして、それをそういう方たちに譲渡をしたいと。それで、数に制限がございまして、できれば災害公営に入居される方、どちらかという自力で自宅を再建されない方という理解のもとに、その方たちを優先的に譲渡をしたいというふうに考えております。

それから、自宅以外に使用ということですが、基本的には自宅で使用する方を対象としております。なかなか自宅の取り扱い方が難しいんですが、同じ敷地内に作業場等を建ててそこに設置するくらいが1つの限界線かなというふうに考えております。

それから、瑕疵についてでございますけれども、基本的にはご自分で使用しているものを持っていただくという原則でございます。それで、経年劣化等によるものについては、これは何ともいたし方ないといえますか、そこは使用者の方で許容していただきたいなと思います。ただ、例えば設置するときに基本的な何かミスがあつて機械が壊れているとか、そういうものであれば事前に直すような必要があるかなというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） エアコンのところがちょっとわかりづらかったので、今ご説明いただきまして納得できたかなと思います。応急仮設住宅に設置したものとかではなく、町にエアコンがあるということですね。予備というか、それをお渡しする用意があるということなんだと理解いたしました。

用途以外の使用というのは、これは基本的には使用される方がちゃんとそのように使ってくださいという一定の信頼関係といえますか、というもつて使っていただくことなんだろうなと思いますので、わかりました。それから、傷についても同様です。

もう1点、譲渡した物品を今度運んだりとか設置したりというところに、当然費用であると

か人工であるとかかかってくると思います。一応そこをどのように今お考えなのかということとを伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変申し訳ありませんが、エアコン等の取り外しの費用、それから再設置の費用がどうしてもかかります。その辺につきましては個人負担になるわけでございますけれども、引っ越し費用の補助というのがございまして、その上限の価格内に入っているのであれば、引っ越し費用として補助があるということを聞いております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 確認ですけれども、新たに譲渡するために追加でという援助、支援ということは必要ない、引っ越しの費用に組み込めることができるという認識であるということとよろしいですか。わかりました。じゃあ納得いたしました。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この条例の施行につきましては、内容はわかりました。要は、畳とかエアコン、全て欲しいということで外しますよね。そうしますと、あとは住めなくなるというような解釈になるのか。集約関係等でまたそこに住まなければならないと。その際にはこの備品はまた町で設置するのかどうか。そうすると、対象になる仮設と対象にならない仮設が出てくるのかなと。そうしますと、どこが対象にならないでどこが対象になるのか、それが今の段階ではっきりしているんですか。例えば、そこは取り外してはだめな仮設住宅から出ていく場合には、取り外してもいいところから外してやると。先ほどの1番議員さんもその関係、みなし仮設。それがちょうど数が合えばいいんですが、欲しい方が多くなった場合に、また新たにこういった物品を町が購入して差し上げるのかどうなのか。その辺がちょっとね、どういうふうな、今の段階でいいですから。やってみないとわからないでしょうけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 原理原則は議員さんおっしゃるとおりでございます。基本的には、あと住まなくなるだろうと思われるところの仮設からしか取り出しができないというのが原則でございます。ただ、それをやっていると、同じ入居者の中でもどうしても差が出てくるということがございますので、そこは原則は原則としながらも、議員さんおっしゃるように、集約化が明確になっておりませんが、今後多分入らないだろうと見込まれるところと見比べながら、調整をしながらいきたいと思っております。今、数的にどうかというとなか

なか我々もつかんでいないところがございますので、具体的にそれがうまく回るかどうかについては、我々も全力を挙げて迷惑がかからないようにやっていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

震災から3年過ぎていきますので、機械の保証期間というのがあると思うんですけども、保証書とか期間というのはいかなるようになっているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 電気機器のことに関して言えば、一般的には1年が保証期間だと思っていますので、今後発生する故障については譲渡を受けた方の負担でということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第86号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災した寄・木萐の浜地区に整備する防集団地への高台接続道路の改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、議案第86号の細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防集事業に関連します道路事業、町道寄木・葦の浜線道路改良工事でございます。

契約金額は1億8,360万円で、株式会社山庄建設を相手方として契約するものでございます。

工事の概要等につきましては、議案参考資料3ページをお開き願いたいと思います。

施工延長につきましては、1,100メートルでございます。現況道路の狭隘部分を一部拡幅し、幅員6.5メートルに改良するもので、あわせて、縦断勾配が一部急なところがございまして、その修正をするものと、あわせて側溝などの排水設備を整備するものでございます。

入札の状況、結果につきましては、記載のとおりでございます。

工事期間につきましては、来年の9月30日までとしてございます。

4ページ、5ページ目に位置図及び平面図を添付してございますが、まず工事箇所につきましては、町道葦の浜線に接する位置を起点といたしまして、歌津つつじ苑、現在整備中の寄木・葦の浜の防集団地を経て、終点は町道寄木線に接する箇所までとなっております。

なお、防集団地の部分に含められております前面道路約250メートルにつきましては、既に防集事業で実施をしているところでございます。

防集団地の整備後は、それぞれの漁港などなりわいの場までのアクセス道路として必要性が増すということで、所によっては、現状が縦断勾配がきつく、冬場の通行に支障を来している箇所、あるいは町道葦の浜線側につきましては狭隘な箇所がございまして、その改良について防集計画を作成する時点から地域からのご要望を受けており、今回改良工事を行うものです。

特に寄木地区側の一部区間の縦断勾配を見直す区間が長い区間ございますが、そうしますと隣接の農地へ道路敷地が大きく食い込んでいくということもございまして、土地所有者とも協議の上、町といたしましては買取面積を低減化を図ると、一方では農地所有者にとっては農地の有効利用が図られるということで、隣接農地を同時にかさ上げする計画としてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

防集への接続道路を整備されるわけですが、終点、寄木線の今後の整備計画はどのようなになっているか、関連ですが説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 寄木線につきましては、昭和の年代に一定の改良工事が済んでいるという状況でございます。ただ、ご存じのように一部やはり狭い区間があるということがございますけれども、今のところ具体の改良計画等は持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） あの被害を受けて、見るからにまだまだ整備というような状況であります。防集へのこの道路が完成しても、町向を通過して国道に接続あるいは皿貝に接続する、この整備がなされないと十分な意味がなされないのかなと、出てこないのかなと、そう思います。防集へ通うと申しますか、行き来する際にも事故等の心配もなされるわけですので、この辺は早急に寄木線を整備するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これまで、寄木線、それぞれ寄木の地区に住んでいる方がいらっしゃったということが1つございまして、たまたま菰の浜と一緒に団地ということで、団地そのものを見れば確かに人数は増えておりますが、寄木地区の人数は震災前とそれほど変わっていないという状況を考えますと、震災以前から特に具体の計画がなかったということを考えると、一緒にやるというのは多分なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今後、防潮堤等の絡みもあるんですが、防集への道路、このように上のほうから下のほうまで、海岸のほうまでつなぐということになれば、やはり寄木線を整備しないと意味がなされないんですよ。整備しないのであれば下へつなぐ道路はなくてもいいというような、防集団地へつなぐ道路さえあればいいというような解釈もなされるわけですよ。ですから、長いうちにはやはり人の習性で、漁業を営む関係上、低地のほうへ下がる

傾向にあるわけですので、この辺はきっちりと整備すべきだと思いますので、今後できるだけ早く計画を進めるようお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） なかなかこの場でわかりましたという話ではできませんので、そこは内部で検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

防集関連での道路整備ということなんですけれども、関連で防集関連以外での道路整備について若干伺いたいんですけれども、実は私先日、ゲンジボタルが出るといううわさを聞いたので、何日間か夜に大上坊、米広のほうに夜なんですけれども行ってみたんですけれども、ああいった入り口の、国道から入っていったところの道路が以前のままで、そして施設というか建物がもういっぱい建っているわけなんですけれども、ああいった道路というのは町で整備できないのか。こういった機会に、いろんな建物ができているのもっと使いやすいような形で整備ができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かに民間のほうでそれぞれ沿線に建物を建てているという動きはあることは承知はしております。ただ、道路整備をするということになりますと、当然用地の問題、それから事業費の問題がございます。ですから、全てのことをやれるかというとなかなか難しい点があるかと思います。まずもって震災以前から引き続き課題がございますので、それらをまずもって解決をするということが先にやるべきことかなというふうに考えています。ただ、今後の動向を見ながら、米広につきましても一定区間は過去に整備をしておるようでございますので、それ以外の部分でどういう対策が必要か、それはまた同じように検討する必要があると思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長から答弁ありましたけれども、用地、事業費、今後の動向ということなんですけれども、私思うには、今の段階で整備しないと、どんどん以前の道路沿いに建物が建ってそういった整備の機会を逸するんじゃないかと思って、用地も大変で、それと事業費のほうもいろんな関連の補助というか、どうにかこうにか引っ張れないというんですか、使えないのかなという思いがあるものですから、今の時期を逸する、もう建ってしまっただけからではそれこそ用地初め事業費等もいっぱいかかると思うので、今のうちだったらある程度、

ある程度といってもかなりかかるんでしょうけれども、どうにかなるのかなと思って、そのところ。今後ああいった地区もこれからどんどん、栄えるという表現もなんなんですけれども、にぎやかにはなってくるのかと思うので、道路が大切じゃないかと思うんですが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何といいますか、事業をやれる1つの限界というのも多分あるかと思えます。それで、今確かに震災でいろんな事業が入っておりますが、こと道路事業に関して申せば、交付金事業に該当するのはあくまでも災害拠点施設を結ぶ道路しか今は採択になっていない状況でございます。他の道路については一般の通常事業で対応ということになっております。そうしますと4割が地元負担ということになりますので、やはりそこは財政的な1つの制限があるかと思っております。確かにこういう時期に、どさくさに紛れというのは変ですけれども、そういう意味でやれる可能性は多分通常の時期よりは可能性は高いんだらうとは思いますが、ただ、1つは財政的なことを見なければならぬと。それから、担当する人員の確保も当然していかなければならぬということでございますので、そこはそういうバランスを見ながら、どの時期にどのくらいやれるか、そこは慎重に考える必要があると思えます。

○議長（星 喜美男） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりましたけれども、課長、交付金、通常事業ということなんですが、実はあそこの道路は田束山と通じているので、なお一層整備していくと有効に活用できるんじゃないかと思ひまして、その点もう1回だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道45号と田束山を結ぶという点で考えれば確かに一番最短距離だと、そこは私も理解はしております。ただ、先ほども勾配の話が出ました。旧行政界、お互いに急勾配でございます。その辺をどういうふうな構造令に合うような形で改良していくかということが多分かなりの難題になるんだらうと思ひます。そういう意味ではかなりの経費がかかりますので、この際という言い方もありますが、そこはしっかり議論をする必要があるかというふうに思ひます。

○議長（星 喜美男） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第87号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災した田の浦地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成等工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第87号の細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業（田の浦団地外）造成工事でございます。当初の契約金額に対しまして2億7,020万8,440円を増額するものでございます。

当該契約につきましては、田の浦団地のほか、馬場中山生活センター団地、名足保育園南団地の3団地の造成工事を行っているものでございます。

議案関係参考資料の7ページをお開き願いたいと思います。

今回の変更内容につきましては、田の浦団地での硬岩破碎の工法変更による増額、それと3団地におけます掘削残土の運搬距離短縮による減額を整理しますと、全体で2億7,000万円ほ

どの増額変更とするものでございます。

増額の要因となります田の浦団地の状況をご説明させていただきます。

造成面積は全体で約2.3ヘクタールでございます。23世帯分の戸建ての宅地のほか、集会所用地を整備するものでございます。場外に搬出する掘削の土量でございますが、全体で約17万6,000立米ほどを計画してございますが、6月末現在では約3分の1ほどの出来高となっております。来年の1月30日の完成を目指して整備を進めているところですが、7ページの図面のオレンジ色の部分に硬岩が露出してきておりまして、施工性、工程などの観点から当初のブレーカ破砕から工法を変更するため増額となるものでございます。

田の浦団地の硬岩の状況につきましては、範囲を特定するために7ページの大きな黒丸のような箇所を追加でボーリング調査などを行っておりますが、状況として、8ページに断面図がございますが、このように山に対してやや斜めに入っているような状況であるということでございますが、断面的にはこういうふうな形になりますが、団地の縦断的に見ますと非常に凹凸があるということの詳細を特定することが非常に困難な状況でございますが、7ページの平面図のような推定をした上で計算いたしますと、量的には約2万8,000立米として積算計上させていただいております。

硬岩の破砕の工法につきましては、9ページに示してございます。

蒸気圧破砕剤工法というもので計画してございます。簡単に作業フロー、下のほうの図面、絵がございますが、最初に油圧ドリルで大体1メートルピッチほどで深さ2メートルほどの穴をあけて、その穴の中にガンサイザーという破砕薬剤を入れて破砕をさせるというものでございます。ガンサイザーは火薬ではございませんで、熱分解による水蒸気圧で破砕するものという、薬品で破砕するというものでございます。同様に硬岩が発生した寄木地区と同じように油圧で破砕することも検討しましたが、寄木地区との大きな違いは作業ヤードが非常に狭いという地形条件が悪いということもございまして、施工効率を考慮して蒸気圧破砕剤工法を選定したものでございます。破砕のときには一定の騒音もございます。近隣地域の方々には大変ご迷惑をおかけいたすことで大変申し訳ないと思っておりますが、安全対策をしっかりと対応し、施工していきたいというふうに考えております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結
について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第88号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉地区に整備する災害公営住宅に係る業務施行に関する宮城県との変更協定の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第88号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては、戸倉地区の戸倉団地内に整備いたします集

合型の災害公営住宅建設の業務施行につきまして、宮城県に委託しております協定金額を増額変更するものでございます。

金額につきましては、2億7,617万150円を追加し、総額で20億376万円とするものでございます。

戸倉地区の集合型の災害公営住宅につきましては、先々月5月19日に開催されました第5回臨時会にて協定締結について既にご決定をいただいたところでございます。第6回定例会の際にもご説明いたしましたが、伊里前地区の災害公営住宅の入札が不調となったということを受けまして、戸倉地区においても同様に、宮城県におきまして当初の設計額について改めて直近の単価等を反映し設計金額を見直した上で入札に付するため、今回協定額を変更するものでございます。

議案関係参考資料の12ページ以降に参考資料を添付してございますが、内容等については変わってございません。事業スケジュールにつきましても当初お示ししたとおり28年3月の竣工を目指して進めていく予定でございますので、詳細の説明についてはそちらのほうは割愛させていただきたいと思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この変更契約ですけれども、今説明を聞きますとまだ入札がなされていないということですね。普通であれば、入札が不調ということで設計の見直し、単価の見直し等もしながらやっていくのが普通であるんですが、今回のこの変更はまだ入札もしない、要するに入札不調になるのではないかという想定のもとの変更という解釈になるかと思うんですけれどもね。5月19日の臨時会で議決をしたわけでありまして、それから今2カ月ですか。いつの段階で、6月の議会のときも伊里前の不調ということは報告を受けたんですが、それを踏まえてという今課長の説明なんですけれども、そうしますと、6月の不調、我々に報告があった、入札月日はちょっとわかりませんが、それがあったがゆえにこの戸倉地区も不調になるのではないかという想定をしたということですね。

具体的に2億7,600万円の詳細といたしますか、何がこんなに増額になったのか。人件費なのか、あるいは土量が余計に出るとか、例えばですね。あるいは材料の単価が上がったとかいろいろあるかと思うんですが、やっぱりその辺の内容というのも我々も知っておかなければならないんじゃないかと思うので、ただ単に金額だけ不調に終わるかもしれないので足して

くれということではなかなか難しいのかなという思いがあって今話をしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） まず、前段の不調になるという想定というお話がございましたが、宮城県が入札執行者という形になりますが、宮城県におきましては、同一町域内、自治体内の範囲におきまして一旦そういった事例があり、なおかつ直近に同様の入札が行われる場合は、そういった単価の見直しを行った上で入札に付すというルールをつくっているようございまして、入札前に改めて単価の見直しを行ったというものでございます。

それと2つ目の部分ですが、非常に大きな部分だけ申し上げますと、型枠工が当初設計、当初設計は3月に行っておりますので年度がかわったということもございまして、型枠工におきましては182%も増えているという形です。それとコンクリートパネルの部分ですが、これが約2.2倍ほど、220%ほど増額になっていると。それと建具の関係が144%。これらがこの増額分の大半を占めていると。特に型枠工については数字以上にそもそもの金額、ボリュームも大きいものですから、鉄筋コンクリートということもございまして、そういった部分で増額になっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

1点ほど伺いますけれども、今単価の見直しということが話されたんですけども、これは3月での、今4カ月経っていますけれども、この単価の見直し時期というものがどのように皆さんでは推定されるのでしょうか。例えば年に2回とか、毎回出すたびに単価が変わっていくのでしょうか。これからも出てくると思うんですけども、どの時点で推移というものを見るのでしょうか。お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 人件費については、通常は10月にそれぞれ、去年ですと多分1,600件くらいの工事を抽出をして賃金台帳を各業者に提出をさせていると。約1万7,000人余りの賃金状況を調べて、次の年の単価改定にしているということでございます。ただ、昨年は10月にして、本来4月なんですけど、2月に単価改定を一斉に行っていたという状況でございます。ただ、資材等、それから市況というのは毎月変化をしておりますので、そこは経済、物価を見ながらそれぞれ適正な単価を見ているという状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、人件費については10月、物品については2月ということの……、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 通常は4月に改定が通常でございます。ただ、昨年は、上昇率が著しいので4月まで待つられないということで、2月に人件費を大幅に変えているということです。それから、資材については毎月変えています。申し訳ありません。そういうことで理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 人件費については4月ということで、資材については毎月という解釈でよろしいわけですね。じゃその基本により今回のこの議案が出たということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ説明がなされております。人件費を初めとしていろいろと資材関係も値上げして単価が今回増額ということですが、私のお伺いする内容については、国のほうでも認めているわけですね。とにかくいろんな諸物価の上昇、人件費の上昇。特に型枠工とかそういうものは、この間テレビでも話していました。とんでもない人材不足で高くなっているんだというふうな、そういうふうな増額をせざるを得ないもろもろの原因があると。その中で国でもそのようなことに対しては、何ていいますかね、認めるといいますか、復興費の中でそれを増額するということがね、そういう政策をしているわけです。

今後、いろいろとこの前も私は説明しましたが、特に先日起工式が行われました錢高組の病院建設ですね。55億円ですかね。これなどはそういういろんな資材等の値上がりが発生したその時点時点で、1回で終わるものかどうか。今回2億7,000万円だ。また足りなくなったと。この工事が、今回で、あとはありませんよということなもののか。また足りなくなれば、また追加要請があればまた議決して。やめるわけにはいかないわけですから。それで、一体幾らまで、どのような中で国や県がそれを認めるのか、その辺の問題。何度もできるものかどうか。病院などは恐らく長い期間ですので、何か聞くところによると、いろんな物価上昇、人件費、いろんな値上げ、その都度追加をするんだということを経験といいますか、そのような内容のもとに契約をしたなんていうことをちょっと聞いたりしていますが、国との復興交

付金の関係、補助金の関係、あるいは今後の関係、病院の関係、この3点についてお伺いをしたい。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前回お示ししました伊里前地区の増額対応につきましては、交付金予算でございますので、既に復興交付金として先般の交付の際増額について認められたという状況でございます。

戸倉についても、いわゆる社会情勢の変化という部分で復興庁とは既に協議をしておりますが、交付金が、毎月毎月そういった申請行為があるわけじゃありませんので、次回の申請の際この増額分を要望するという状況になっております。ただ、内容的には伊里前と同じでございますので、認められてしかるべきものというふうに担当課では思っています。

それと、何度もというお話がございましたが、当然、請負工事の場合、物価上昇等によってスライド条項の適用というものがございます。当然、社会情勢の変化によってインフレで上がる部分、デフレで下がる部分、いろんなパターンがございますが、現在の場合はインフレによるスライドということで、残工事2カ月、工期で2カ月までにつきましては、受注者側として、そういった単価の見直し等があったときの上昇分については残工事についての限り請求をすることができるとされておりますので、今後も資材単価あるいは労務単価の上昇によってそういったスライド条項の適用により増額というケースが発生すると想定されます。その部分については、こちらの部分での、何と申しますか、過ちとかによつての増額でもございませんし、一定の社会情勢の変化という部分でございますので、引き続き今後も復興庁と協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 病院の工事につきましても、スライド条項適用になっている工事でございます。今後そういうことが当然予想されますので、当然それに対応していきたいとは思っておりますが、財源につきましては、ただ、災害復旧であったりなどとしておりますので、一定の制限が加わるものというふうには考えております。

○議長（星 喜美男） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私は追加の制限額、今建設課長が話したようですけども、無制限にね、足りないからといって。どのような積算をなされるか、専門的な中身についてはわかりませんが、それなりの根拠がある内容であろうというふうなことで、補助も認められるということで。とにかく目的達成のためには、やはり業者側にも赤字になってまでやれというわけに

はいきませんので、もちろんスライドせざるを得ないだろうというふうには思いますが、問題は限度なんですよ、制限ね。工期2カ月、もう2カ月であと終わりですよというときはもうできない、請求はね。その前までであれば何度でもしようがないんだという解釈でよろしいですね。特に今までのいろんな公営住宅等については契約前にこのような説明は、公営住宅は今度こういうふうになりますよと説明がありましたが、前にはそういうことはなかったわけだ。物価上昇した場合は工事費が増額になりますよという説明はなかったんですけども、今回の病院関係、それらはとんでもないね、2割、5割じゃないんですから。下手するととんでもなく、もう倍にも近い金額になってくるおそれも考えられる、他の石巻だとか気仙沼だとかを例に見るとですね。

そのようなことで今特に正しておくんですけども、そうすると、追加要請がされた場合は何度でも、工期2カ月前であればしようがないんだと、認めざるを得ないんだと、そういう解釈でよろしいんですか。よろしいですか。病院も同じようなことでよろしいですか。何回でもいいんだと、工期2カ月前であればね。もう1回確認の意味でご答弁を願います。

○議長（星 喜美男） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） スライド条項の適用に関しましては回数の制限はございませんので、基本的に人件費の上昇度合いが激しい場合、もしかするとその回数に応じて事業者側から請求される場合も想定されますが、いずれ請求されましても、こちら側として執行部側としっかり打ち合わせといたしますか、確証を得た上での協定でございますので、内容に応じた形での変更という形になろうかと思えます。回数的には一応制限はございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 内容はわかりましたが、そういうことでそのたびに国のほうからでも増額分は、あくまでも町村単独での負担はないんだと。全てがそういう国の何ていうかね、交付金じゃなくても補助とか、どういう言葉で表現するかわかりませんが、そうすると手出しというものはほとんど町にはないんだよと、何回してもと。全てが国、県のほうで負担をするんだというふうな解釈でよろしいですか。そういうことであれば別に反対するというわけではありませんが、今討論で採決でもないからだけれども、そういうふうなことでよろしいですか。

○議長（星 喜美男） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 災害公営住宅等については交付金事業ということで、先ほど担当課長お答えしたように、社会通念上といたしますか、社会情勢に基づいた部分でございますので、

復興庁、関係省庁もそこに一定の合理性があれば交付金事業として認めていただけるものというふうに我々は思っていますし、その都度、復興庁のほうにもそこはお話をしていかなければならないというふうに思っています。

ただ、若干心配なのは実は病院のほうでございまして、ご案内のように、本町幸い予算の範囲内で落札をし、先日着工式を行わせていただきましたけれども、気仙沼市、石巻の病院建築については、当初県のほうから示されております基金の枠組みの中での発注が大変難しいということで、一方、急がなければならない事業ということで、やむなく独自の財源対策をとりながら発注に臨んでいるというような状況でございます。本町幸い枠組みの中で発注できましたけれども、今後、ご指摘のように、いろんな状況の中でスライドということで変更契約が出てくることは想定をしていかなければならないというふうに思うんですけれども、実はそういうことで再生基金の枠の拡大について、昨日、本町の町長とそれから気仙沼市長と石巻市長さん、厚労省あるいは復興庁、財務省のほうに再生基金の医療施設整備の枠の拡大について要望活動に中央のほうに行っていたいておりますけれども、厚労省、関係省庁についてはその辺の事情については大変ご理解をいただいているという受けとめ方をしているというふうに報道等でもなされておりますけれども、なかなかしっかりしたお答えをいただけない状況だということで、正直本町も今後のそういった工事請負契約等の変更部分に係る財源対策については、現時点では災害公営住宅のようにそこはしっかり確保できる見通ししておりますというように声高にはお話しできかね……、正直懸念をお話をせざるを得ないのかなと。ただ、本町だけでございませんで、気仙沼・石巻においてもそうでございますように、ここは今後とも厚労省初め関係省庁にそういった部分については強く要請をかけながら、財源の確保を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

また公営住宅ということで平家云々ということをお申すと、もうこれ以上言っても小馬鹿臭いんじゃないかと思われるので別の角度から。今回、協定金額の入札前の変更ということで、約20億円かけて附帯施設を入れて70戸、平均2,800万円を使って建てるわけなんですけれども、私ここでお聞きしたいのは、もう手遅れだと言われつつ、協定の相手というか、今回はこれは県ですけれども、UR等に委託してどうしても建てなければいけなかったのか、そういういきさつを私わからなかったもので、この場で。本来なら担当課に行けばわかるんでしょうけれども、先ほど副町長の答弁にもあったように、公営住宅ということで交付金事業という

こともあり、どうしても県とかURに委託しないと補助金がおりになかったのか、それとも町独自で設計その他して建てられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今の町独自で設計、発注してできないのかということですが、できないわけではございません。ただ、それに向けましては非常に職員数を確保しなければならないと。当然、770という戸数を一気にやっていく以上それなりの職員を抱えなければならないという部分については、非常に見通しとして厳しい状況であると。現在も任期付職員も含めて災害公営住宅の部門で係長含めて8名ほどでやってございますが、それも逆にこういった県への委託あるいはUR等への委託等、そういったものをやっているからこそございまして、そういった人員確保さえできればですが、そういった直接発注というのもできたと思います。ただ、現状を踏まえますと、職員という部分の確保には、専門職になりますので非常に困難であるということで、委託方式あるいは買い取り方式というもので事業を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかったんですけども、770戸の整備で職員の確保ができなかったということもわかりました。私そこで一番思ったのは、被災した当初から優先順位を1番にしてこの住宅等を建てることができなかったということが私一番残念に思っていることなんですけれども、余計な部分と言ってはおかしいんですけども、普通のかさ上げとかそういったことは後回しではないんですけども、もっと先に防集団地のほうが手をかけられなかったのかというこの簡単な疑問があったんですけども、そこで、どうしてもいろんな面で仮設から一日も早く出してもらいたいような復興というのは考えられなかったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 当初から住宅再建という部分については一日でも早くという思いで我々も進めてきております。ただ、町の地形を議員も考えた場合、どうしても山林をまず造成していかなければ安全な場所を選択できないと。あるいは内陸のほうを用地取得して整備を進めていかなければならないという状況の中でございますので、どうしてもまずは基盤の造成に時間がかかってしまうと。そのために上物の公営住宅等も必然的にスケジュールが後ろのほうになってしまうという状況でございますので、ただ、当初から、防集団地と一緒にするとどんどん遅れていくということもございましたので、防集団地から飛び出し

て施工した部分については予定どおり何とか進められていると。それが入谷の桜沢であったり名足の公営住宅、それと柘沢の公営住宅というふうな形で。ただ、地域性、あと周辺の集落の状況、そういったものを踏まえての選定となりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長答弁あったように地形ということなんですけれども、私、神戸とかの都会と違ってもっと山林以外にも、内陸という答弁ありましたけれども、町内平らなところはいっぱいあったと思うんですが、あえてこういった形でどうしても切り崩してしか団地ができなかったのかというのが、それ一番何か残念な思いがしています。

なおかつ、公営住宅、高層階の住宅なんですけれども、こういったものを委託とかして建てて、当然将来的に有効に使われるという思いはしているんですけれども、万が一そうでもなかった場合に、果たして5年後、10年後、20年後ぐらいにどういう形になっているのか。そこで、そういったことの責任というか、誰がその時期になったらとるとらないじゃなくて、私議員として、説明責任ではないんですけれども、どういったいきさつでこうなったのかということだけはもしそのとき生きていれば答えるのに、こういった場でこのような、場違いと言ったらおかしいんですけれども、こういった田舎の地区に高層の階の住宅が建ったのかという、そういういきさつをもう少し詳しく、この段階で説明できるように、私が誰かに説明できるように、課長もしくは大まかな根本的な考えを町長が考えていたとかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 早くという部分とどこに住みたいかという部分はまたちょっと裏腹な部分がございます、今の入谷方面にももう少し山林を切り崩さなくてもいい場所があるというのはずっと議会のほうからもご指摘を受けていました。ただ、いざ入居しようとする方々は、住民意向調査をやった上では入谷地区という選択をした人は50世帯ほどだったということで、今の状況がそういった数で推移してきているという状況でございます。それぞれもとの従来の地域の近隣に住みたいという意見が多いということもございまして、防集等の団地に絡めた整備という形になって現在進められているという状況でございます。

○議長（星 喜美男） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 財産の取得について

日程第11 議案第90号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第89号財産の取得について、日程第11、議案第90号財産の取得について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第89号及び議案第90号の2議案、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本2案は、入谷地区及び名足地区に整備しております災害公営住宅の取得について、取得金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第89号及び90号の細部説明をさせていただきます。

両議案につきましては、平成24年の12月定例会にて財産取得についてご決定をいただいております。入谷及び名足災害公営住宅の取得金額の確定に伴い契約額を変更するものでございます。

議案書の6ページの89号につきましては、入谷地区の集合型42戸、集会所1棟のほか附帯施設を取得するものでございます。

契約金額を1,043万3,000円減額し、13億5,296万7,000円とするものです。

7ページの議案第90号につきましては、名足地区の同様に集合型の部分でございます。

契約金額を1,697万円減額し、9億8,763万円とするものでございます。

議案関係参考資料の17ページ以降に両議案の関係資料を添付してございますが、両議案とも事業概要内容等について変更はございませんが、変更理由といたしましては、17ページの下の方の6番に記載しておりますが、UR都市機構側におけます入札において請差が生じたことが減額変更となる要因でございます。

なお、現場の状況につきましては、議員各位ご承知のとおり、関係皆様方のご理解、ご協力を賜って、両地区とも当初掲げた目標どおり今月中に町に引き渡しされ、8月には入居者へ引き渡すという状況の中、急ピッチで最終の調整をさせていただいている状況でございます。8月2日には竣工記念式典を予定してございますので、お願い申し上げたいというふうに思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 変更して財産を取得するという議案ですね。ちょっと確認なんですけど、この変更の額、よく副町長、精算というか、最終的な精算という形でこういうふうな減額になったのかなということだと思うんですが、その際に議案としての提出の仕方なんですけど、変更は変更、取得は取得ということで2段階に分けてやる必要はなかったのかなと。額が小さいために一括ができるのかなということを確認といいますか、私も初めての経験ですから、これは一括で議案として提出していいものかどうかということが第1点。

それから、8月2日に竣工式をやられるわけです。1日には鍵を渡すというふうなことで、最終的にその鍵を渡す予定、要するに空きが幾らになるのか。以前の議案にもいろいろと、あるいは特別委員会でもいろいろな意見が出ましたけれども、空き室の今後の町の対応といいますか、対策といいますか、その辺をどのように考えているのか。その2つ。

○議長（星 喜美男） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案の提案方法に関するご質問でございますけれども、地方自治法から条例に委託されている内容が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、この部分がございます、金額に応じて財産の取得として議案として提出する内容でございますので、変更という内容で提案する形のものではございません。したがって、確定金額に応じて改めて財産の取得として提案させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入居の状況でございますけれども、入谷地区で6戸、それから名足地区で9戸ほど空き家が発生する予定でございます。これにつきましては、8月1日から再募集をするということで今準備をしているところでございます。

○議長（星 喜美男） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初の前段の議案の提出の仕方なんです、今総務課長は変更の議案ではないと、取得の議案だと。わかるんです、それは。ただ、変更になっているわけですね、精算という形であろうが何であろうがね、額が違ってきますから。それはそれとして出さなくてもいいことになっているのかなという確認なんです。その辺のところをわかりやすいように説明してもらいたいんです。

それから、今後その空き家については再募集という形ね。せっかくおつくりになったんですから、できるだけ皆さんに、満室になるように努力していただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財産の取得はそれぞれ1本の議案として提出させていただいてございます。今回は金額的には変更という形で改めてご提案する内容でございますけれども、従前の内容を変更するという内容になってございますけれども、実質、改めてこの変更の契約金額において取得するという内容でございますので、変更契約の部分を別に議案立てする必要はないと、そのようになってございます。

○議長（星 喜美男） よろしいですか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

公営住宅ができたということなんですけれども、入居した後の行政区への参入というか、行政区の編成をどのような形で進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 行政区の考え方でございますけれども、入谷の住宅につきましては、

桜沢の地内に整備されまして、整備当初から2区の行政区長さんを初め行政区のあり方について協議していた経緯がございますけれども、できれば、町の意向は別にして、あくまでも当該行政区の方々の意向が一番でございますので、最終的には2区の行政区に全部包含するという内容ではなくて、独立して入谷の地域の仮設住宅の自治会組織で行政区運営と申しますか、町との行政情報の連絡をしていくといった形にまとまったようでございます。

あと、名足地区につきましては、当該行政区の方々がほとんど入居されるということもありますので、名足の行政区に包含することにいたしました。以上でございます。

○町長（佐藤 仁君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと今の説明あれなんですけれども、じゃあ公営住宅の方たちは単独で行政区というか、構成みたいな形にはならないわけですか。例えば入谷の場合は案外戸数が少ないというかあれなので、ほかの大きい団地等に関しての今後の考えというか、伺えれば。

○議長（星 喜美男） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町の考え方もいろいろございますけれども、基本はやはり当該団地に入居される方々の考え方が一番でございます。今後、特別委員会等で換地の申し出等の説明もございますけれども、いずれ、特に志津川市街地、高台にこれから大規模な住宅地も整備されますし、公営住宅も整備されます。その進行具合に応じて逐次当該住宅地にお住まいになれる方々のご相談も申し上げながら、一定の規模に到達する段階で新たな行政区の活動という形で設置もすることになりますけれども、当面は、低地には行政区という形では存在しませんので、高台に住まわれる方に応じて行政区の設定をしていく形になるかと思えます。今現在きちっとした形でまだ提示する内容ではございませんので、とりあえず整備が完了した団地ごとにご相談申し上げながら、行政区のあり方については少し模索していきたいなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男） 間もなく12時を報ぜんとしておりますが、審議が終了まで続けたいと思いますので、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

空室ができたということの主な理由というのは何だったのでしょうか。

○議長（星 喜美男） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 仮申し込みのときからこういった状況が出ていますが、理由については、各個人の意向が変化しているという状況でございますので、具体的にこれという部分ではないかと思えます。ただ、現時点で空いているということでございますが、現時点でも再建意向をどうするか迷っている方々というのは相当数ございまして、そういう方々の推移を見ながら、今後2次募集した上で入居をしていくのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろ聞いた話なんですけれども、入居すると家賃がかかるからとかいろんな費用がかかるということで渋っている人がいるというようなことも耳に入っているんですけれども、そうした場合に、先に入った人、あるいは後から、2年3年後に入る人で、家賃を考えると待ったほうがいいんじゃないかなんていう話も聞こえるんですけれども、そういう場合の先に入る人に対する誘導策というんですか、優遇策というんですか。優遇というんじゃないんですね、それを促すような方策というのは何かないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃については、国の減免措置、それから町の独自減免措置を講じまして、なるべく負担が少ないようにということで今取り扱っているところでございます。ただ、これにつきましても、時期的なものといえますか、いつまでもということではなくて、一定期間の間ということになっております。ある意味では早く入ったほうがそういう減免措置を長く受けられるのかなというふうに考えておりますし、それと、家賃以外に共益費というのが実は生じてまいります。簡単に申せば、団地内の街灯、それから建物内の照明ですかね、それとエレベーターの運営費とかございますけれども、それらが実は入居者の皆さんに家賃のほかに負担をしていただくこととなります。当然、電気等は一定使用量が決まっておりますので、入居者の方が少ないとなかなかその負担が高くなるという事実がございますので、なるべく早く入居していただくことによってお互い費用負担が少なくなるということがありますので、その辺はこれからもですね、再募集をかけますけれども、その中で皆様にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第89号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後0時02分 閉会